

一般社団法人国産ジビエ認証機構 会員規約

これは、一般社団法人国産ジビエ認証機構（以下「当機構」という）の定款に設けられた当機構会員（以下「会員」）について、規約を定めたものである。

（会の目的）

第1条 当機構の目的及び事業に賛同する団体・個人に対してジビエに関する情報の提供や活動のサポート及び協働を目的とする。

（会員）

第2条 この会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、ジビエに関する事業に直接携わる自治体・団体・法人
- (2) 賛助会員は、ジビエに関連した事業に携わる団体、法人、個人または当機構の活動に賛同する団体・法人・個人

（入会）

第3条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を代表理事に提出し、理事の承認を得るものとする。

（会費）

第4条 会員は、以下に定める金額を年会費として納入しなければならない。

- (1) 正会員 自治体・団体・法人 50,000 円
 - (2) 賛助会員 団体・法人 50,000 円 個人 10,000 円
2. 年の途中で入会する場合は、月割りにて算出した会費を納入する。
月割り計算にて算出した額に端数が生じた場合は、1円未満四捨五入とする。

（退会）

第5条 会員は、退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。ただしこの場合、既に収めた会費については、返還しない。

2. 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 会費を1年以上納入しない時。
 - (2) 社員総会にて、退会の決議がなされた時。

（会員規約の変更）

第6条 この規約は、社員総会において承認がなければ変更できない。

附則 この規約は、令和8年4月1日から施行する。